主 文 原判決を破棄する。

本件を夕張簡易裁判所に差し戻す。

理由

弁護人芳賀栄造の控訴趣意は同人提出の控訴趣意書記載の通りである。 同控訴趣意第一点について。

原判決は「被告人はA又はBことBから頼まれて二百五十平方粍第四種電線約二百六十米を盗品であることを察しながら運搬した」旨判示してC名義の盗難届勝業元の各証拠を検討するに右賦物の種類数量に符合する証拠としてC名義の盗難届勝るのみであつて之は同書記載の如き盗難があつた事実の証明とはなり得ない、然るに被告人が運搬してD方に保管を託したものは百平方粍の記載によって明かであるとは原審で取調べたE提出の顛末書謄本の記載によって明かであるとは前記C提出の盗難届謄本記載の電線とは種類数量の点よりして同一物であるには断定し難い、然るに原審に於ては此点について何等審究することならがいあると開出の盗難届謄本記載の電線を運搬した旨認定したのは理由にくいちがいあるか事実誤認の違法があるというべく論旨は理由があり原判決は破棄を免れない。

同控訴趣意第二点について、

よつて爾余の争点の判断を省略し刑事訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄 し同法第四〇〇条本文によつて之を原裁判所に差し戻すこととし主文の通り判決する。

(裁判長判事 黒田俊一 判事 佐藤竹三郎 判事 三橋弘)